



発行 東京都

目次

31

規則

- 東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則……………
- ……………(オリンピック・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)…一
- 東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…二
- 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)…三
- 東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境局自然環境部緑環境課)…三
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(福祉保健局少子社会対策部計画課)…四
- 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(建設局公園緑地部公園課)…四
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)…七
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾局臨海開発部海上公園課)…八

規程(水)

- 東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程の一部を改正する規程……………一〇

規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

●東京都規則第三十三号

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都障害者スポーツセンター条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第一百号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「体育館」を「体育館 プール」に、「印刷室」を「印刷室 録音室 宿泊室」に改める。

別表第二東京都多摩障害者スポーツセンターの項中

東京都知事 小池 百合子

集会室 印刷室	午前九時から午後九時まで
体育館 卓球室 サウンド テーブルテニス室 トレー ニングルーム	午前九時から午後八時三十分まで

を

集会室 印刷室 録音室	午前九時から午後九時まで
体育館 プール 卓球室 サウンドテーブルテニス室 トレーニングルーム	午前九時から午後八時三十分まで
宿泊室	午後三時から翌日午前十時まで

に改める。

別記第一号様式中

集会室 (1・2・3)	体育館
その他 ( )	

を

第一集会室 (A・B・C)	
第二集会室 第三集会室	
第四集会室 体育館	
プール その他 ( )	

に改める。

別記第一号の二様式中

東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室

を

- 1 東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室
- 2 東京都多摩障害者スポーツセンター宿泊室

に改める。

別記第二号様式中

集会室 (1・2・3) 体育館  
その他 ( )

を

第一集会室 (A・B・C)  
第二集会室 第三集会室  
第四集会室 体育館  
プール その他 ( )

に改める。

別記第二号の二様式中

東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室

を

- 1 東京都障害者総合スポーツセンター宿泊室
- 2 東京都多摩障害者スポーツセンター宿泊室

に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都障害者スポーツセンター条例施行規則別記第一号様式及び第一号の二様式による申請書の提出並びに同規則別記第二号様式及び第二号の二様式による承認書の交付は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都障害者スポーツセンター条例

施行規則別記第一号様式から第二号の二様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十四号

東京都体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表一有明テニスの森公園テニス施設の項種別の欄を次のように改める。

テニスコート  
インドアコート  
シヨークート（シヨークート附属施設を含む。以下同じ。）  
有明コロシアム（有明コロシアム附属施設を含む。以下同じ。）  
会議室

別表二有明テニスの森公園テニス施設の項中

有明コロシアム  
会議室

を

インドアコート  
シヨークート  
有明コロシアム  
会議室

に改める。

別表三 一の部有明テニスの森公園テニス施設の項種別の欄を次のように改める。

テニスコート  
インドアコート  
ショールーム  
有明コロシアム  
会議室

別表三 二の部有明テニスの森公園テニス施設の項種別の欄を次のように改める。

テニスコート  
インドアコート  
ショールーム  
有明コロシアム  
会議室

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十五号

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則の一部を改正する規則

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則（平成二十三年東京都規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条から第十一条までの規定中「第十条第四項」を「第十条第六項」に改める。

第十五条中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

別記第三号様式1中「第10条第4項」を「第10条第6項」に改める。  
(第 面)

別記第四号様式表中「第15条第2項」を「第15条第3項」に改め、同様式表中「第4項」を「第6項」に、「前条」を「第14条」に、「2 前項」を「3 第1項」に

「3」を「4」に改める。

附 則

1 この規則は、平成三十一年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則別記第三号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十六号

東京都自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三 一の項中

東京都立大島公園	一平方メートル一月	六円	を
東京都立大島公園	一平方メートル一月	五円	に、

「八十八円」を「八十九円」に、「十一円」を「十円」に改め、同表二の項中「二万八百元」を「二万三千元」に、「七千四百円」を「九千八百円」に改める。

別表第四電柱の項中「百三円」を「百五円」に改め、同表標識の項中「七十三円」を「七十五円」に改め、同表水道管、下水道管及びガス管の項並びに電線の項中「四十六円」を「四十七円」に、「九十二円」を「九十四円」に改め、同表鉄塔の項並びに変圧塔及びマンホールの類の項中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三十六円」を「三十七円」に改め、同表公衆電話所の項中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表地下の占用物件の項中「九十二円」を「九十四円」に、「四十六円」を「四十七円」に改め、同表高架の占用物件の項中「四十六円」を

「四十七円」に改め、同表天体、気象又は土地の観測施設の項から太陽電池発電施設の項までの規定中「九十二円」を「九十四円」に改め、同表写真撮影のための常時占用の項中「七百三十六円」を「七百五十二円」に改め、同表写真撮影のための臨時的な占用の項中「千百五十円」を「千百七十五円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十七号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「卒業した者」の下に「（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第三十三条第一号中「の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を」（短期大学を除く。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を」に、「又は大学の学部で、」を「又は」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十八号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則（昭和三十三年東京都規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中「一万三百五十九円」を「一万二千五百六十八円」に、「二千五百円」を「二千五百四十三円」に、「二千四百七十二円」を「三千九十六円」に、「二千九百七十二円」を「三千四百十二円」に、「二千三百六十五円」を「二千七百二十六円」に、「千三百三十一円」を「千二百六十五円」に、「二千四百九十五円」を「二千九百八十四円」に、「千四百八十円」を「千七百二十八円」に、「千七百六円」を「千八百七十円」に、「千七百七十一円」を「二千十四円」に、「千五百五十円」を「千二百五十九円」に、「七百七十六円」を「八百三十円」に、「五百四十円」を「五百七十四円」に、「四百六十七円」を「四百九十一円」に、「六百八十四円」を「七百四十八円」に、「八百十円」を「八百七十二円」に、「五百四十四円」を「五百九十三円」に、「六百三十五円」を「六百七十八円」に、「七百十五円」を「七百七十八円」に、「六百二十二円」を「六百六十一円」に、「千十一円」を「千九十六円」に、「千五百二十四円」を「千七百三十五円」に、「七百九十九円」を「九百十四円」に、「七百二十八円」を「七百七十円」に、「七百五十五円」を「八百七円」に、「九百四十円」を「千三十九円」に、「五百九十六円」を「六百二十五円」に、「二千三百十三円」を「二千六百九十六円」に、「六百八十一円」を「七百十九円」に、

七百七円
六百七十円

に、「八百十八円」を「九百五円」に、「五百二十円」を「五百四十

六百三十六円
六百十六円

を

七円」に、「五百七十五円」を「六百二十一円」に、「七百六十円」を「八百四十一円」に、「六百十四円」を「六百五十円」に、「五百十九円」を「五百四十四円」に、

「五百八十二円」を「六百十五円」に、

六百六円
四百二十五円

を

六百三十八円
四百三十二円

に、

「五百七十三円」を「六百二十円」に、「三百六十五円」を「三百八十一円」に、「四百五十三円」を「四百八十五円」に、「三百五円」を「三百六円」に、「四百四十四円」を「四百五十六円」に、「四百二十円」を「四百四十八円」に、「四百八十六円」を「五百十三円」に、「百七十一円」を「百六十三円」に、「九百二元」を「千十一円」に、「五百六十六円」を「六百十六円」に、「四百三十一円」を「四百四十四円」に、「三百八十七円」を「四百七円」に、「六百十六円」を「六百三十六円」に、「四百一円」を「四百五十四円」に、「四百四円」を「四百二十二円」に、「四百二十五円」を「四百四十三円」に、「百八円」を「百七円」に、「二百四十五円」を「二百六十二円」に、「四百二十一円」を「四百三十九円」に、「百九十六円」を「百九十二円」に、「二百五十四円」を「二百六十円」に、「三百一元」を「三百六円」に、「百六十二円」を「百六十九円」に、「六百六十三円」を「七百円」に、「四百六十八円」を「四百七十五円」に、「四百八十八円」を「五百十三円」に、「二百十五円」を「二百十三円」に、「三百二元」を「三百八円」に、「二百七十二円」を「二百七十六円」に、「百四円」を「百七円」に、「二百三十七円」を「二百三十六円」に改め、同表二の部(一)の項中

日比谷公園売店			
第一号 (花壇売店)	第二号 (陳列場わき売店)	第三号 (大噴水前売店)	第四号 (公会堂前売店)
第一号 (花壇売店)	第二号 (陳列場わき売店)	第三号 (大噴水前売店)	第四号 (公会堂前売店)
一月	二月	三月	四月
二百五十三万四千八百円	五十一万八千八百円	二十三万九千九百円	十五万六千六百円
二十万八千円			

「十萬四千二百円」を「十二万六千三百円」に、「二十万八千八百円」を「二十一万八千八百円」に、「四万八千円」を「五万一千六百円」に、「十七万七千円」を「十八万八千六百円」に、「二万八千七百円」を「三万二千三百円」に、「三万九百円」を「三万三千二百円」に、「五十一万三千八百円」を「五十四万九千七百円」に、「七十七万九百円」を「八十一万二千四百円」に、「四十二万円」を「四十五万三千七百円」に、「四万二千六百円」を「四万三千四百円」に、「二万六百元」を「二万一千七百円」に、「十三万七千九百円」を「十三万五千九百円」に、「十四万六千五百円」を「十四万三千八百円」に、「三十一万三千三百円」を「三十二万一千二百円」に、「二十二万八千三百円」を「二十二万七千五百円」に、「八万三千七百円」を「八万四千三百円」に、「四十六万二千三百円」を「五十一万七千七百円」に、「二十九万七千四百円」を「三十三万一千六百円」に、「二十六万二百円」を「二十九万七千三百円」に、「一万四百円」を「一万一千四百円」に、「六万九千八百円」を「七万六百元」に、「十八万一千円」を「十八万一千五百円」に、「五万六千六百円」を「五万六千四百円」に、「十九万九千四百円」を「十九万七千四百円」に、「百二十五万八千四百円」を「百二十三

日比谷公園売店			
第一号 (花壇売店)	第二号 (陳列場わき売店)	第三号 (公会堂前売店)	第四号 (草地前売店)
第一号 (花壇売店)	第二号 (陳列場わき売店)	第三号 (公会堂前売店)	第四号 (草地前売店)
一月	二月	三月	四月
二百八十八万八千六百円	六十一万九千九百円	十八万九千七百円	二十五万二千四百円

駒沢オリンピック公園売店			
第一号 (芝生広場前売店)	第二号 (体育館わき売店)	第三号 (硬式野球場前売店)	第四号 (屋内球技場横売店)
第一号 (芝生広場前売店)	第二号 (体育館わき売店)	第三号 (硬式野球場前売店)	第四号 (屋内球技場横売店)
一月	二月	三月	四月
三万九百円	二十二万一千八百円	二十六万二千円	三万三百円

駒沢オリンピック公園売店			
第一号 (体育館わき売店)	第二号 (硬式野球場前売店)	第三号 (硬式野球場前売店)	第四号 (硬式野球場前売店)
第一号 (体育館わき売店)	第二号 (硬式野球場前売店)	第三号 (硬式野球場前売店)	第四号 (硬式野球場前売店)
一月	二月	三月	四月
二十二万八千四百円	二十七万二千五百円		

万五千七百円」に、「九万六千三百円」を「九万四千四百円」に、「十八万九千三百円」を「十八万九千九百円」に、「十二万五千三百円」を「十二万三千六百円」に、「

二十二万一千八百円	二十二万二千八百円
二十五万五千四百円	二十五万四千六百円

に、「十一万八千七百円」を

「十二万三千六百円」に、「六万三千二百円」を「六万九千九百円」に、「九万六千七百円」を「十万二千七百円」に、「六万三千九百円」を「六万三千八百円」に、「六万八千円」を「六万七千三百円」に、「三万二千八百円」を「三万二千四百円」に、「三十二万三千七百円」を「三十一万五千九百円」に、「十四万三千二百円」を「十四万二千七百円」に、「二十万八千四百円」を「二十万六千九百円」に、「二万七千七百円」を

「二万七千円」に、「二万八千三百円」を

「二万八千七百円」に、「六万六千七百円」を

「六万三千九百円」に、「五万六千二百円」を「五万四千三百円」に、「二十万三千五百円」を「十九万七千六百円」に、「十四万一千七百円」を「十三万八千五百円」に改め、同部(二)の項中「二百一十一万一千二百円」を「二百五十一万九千五百円」に、「百三十二万五千五百円」を「百五十七万七千八百円」に、「二十五万六千八百円」を「二十八万七千七百円」に、「百三十九万四千五百円」を「百五十一万一千二百円」に、「百十六万六千九百円」を「百二十五万二千二百円」に、「二十九万四千六百円」を「三十二万三千九百円」に、「八十二万八千八百円」を「八十九万九千九百円」を「三十九万五千三百円」に、「六十四万六千七百円」を「六十四万二千二百円」に、「四十二万二千五百円」を「四十一万六千六百円」に、「四十万七千六百円」を「三十九万七千五百円」に改め、同部(三)の項中「二万四千七百円」を「二万八千五百円」に、「七万四千六百円」を「八万二千円」に、「一万九千三百円」を「二万四百円」に、「一万八千四百円」を「一万九千七百円」に、「二万五千五百円」を「二万六千円」に、「二万四千二百円」を「二万四千三百円」に、「七万六千九百円」を「七万八千五百円」に、「十万一千百円」を「九万八千九百円」に改め、同部(四)の項中「七十五万円」を「八十二万六千円」に、「十七万五千二百円」を「十八万二千九百円」に、「二十八万五千四百円」を「二十九万六千円」に、「四十八万七千六百円」を「五十二万八千三百円」に

改め、同部(五)の項中「七万六千八百円」を「三万五千八百円」に、「七万四千九百円」を「七万二千八百円」に改め、同部(六)の項中「六百八十万九千二百円」を「七百七十三万二千三百円」に、「五百十九万八千円」を「五百八十九万七千九百円」に、「四百三十二万九百円」を「四百九十万五千四百円」に、「二百七十万二千九百円」を「三百七万三千七百円」に、「二百二十八万三千八百円」を「二百二十九万六千円」に、「二十八万六千六百円」を「三十一万一千九百円」に、「二百九十二万七千五百円」を「三百零八万三千二百円」に、「六十六万三千五百円」を「七十二万一千九百円」に、「二百一十五万五千二百円」を「二百二十八万八千八百円」に、「八十六万六千六百円」を「九十一万五千二百円」に、「六百八十三万八千九百円」を「七百三十万三千四百円」に、「三百九十二万四千九百円」を「四百三十三万六千七百円」に、「百一十一万三千四百円」を「百二十三万三百円」に、「五百四十三万八千二百円」を「六百三十二万五千六百円」に、「四十二万八千七百円」を「四十六万五千五百円」に、「七十五万四百円」を「七十九万六千三百円」に、「七十八万七千七百円」を「八十六万二千三百円」に、「六十五万四百円」を「七十一万七千七百円」に、「百一十二万四千二百円」を「百十九万九百円」に、「四十八万一千円」を「五十万五千八百円」に、「四十七万一千九百円」を「四十九万四千円」に、「九十二万一千円」を「九十七万六千六百円」に、「百六万二千七百円」を「百一十一万五千九百円」に、「四百五十二万九千二百円」を「四百七十六万四千六百円」に、「七十三万三千九百円」を「七十四万六千円」に、「百七十一万五千六百円」を「百八十五万四千九百円」に、「百三十三万六千七百円」を「百三十八万八千七百円」に、「五十二万四千三百円」を「五十四万六千九百円」に、「七十一万六千九百円」を「七十四万七千六百円」に、「四十七万三千九百円」を「五十万五千三百円」に、「二百三十二万七千六百円」を「二百三十三万四千九百円」に、「五十二万一千五百円」を「五十一万三千三百円」に、「二百二十八万三千九百円」を「二百三十四万五千六百円」に、「七十七万五千五百円」を「七十三万八千六百円」に、「三百三十四万一千七百円」を「四百一十二万七千七百円」に、「三十一万六千八百円」を「三十二万六千六百円」に、「五十万六千九百円」を「五十三万二千五百円」に、「百四十五万五千六百円」を「百六十二万八千九百円」に、「五百十九万八千六百円」を「五百六十九万五千四百円」に、「六十万八千九百円」を「六十六万一千六百円」に、「六十九万二千六百円」を「七十一万七千七百円」に、

「百八十万五百円」を「百八十五万七千円」に、「二百四十七万九千四百円」を「二百四十九万七千円」に、「百十七万一千九百円」を「百十六万六千四百円」に、「二百五十六万五百円」を「二百六十七万二千円」に、「百十七万五千六百円」を「百二十二万四千五百円」に、「二百五十五万八千五百円」を「二百六十六万六千二百円」に、「三百六十三万五千九百円」を「三百七十八万八千八百円」に、「九十一万一千七百円」を「九十五万六千六百円」に、「百八十八万五千四百円」を「百九十六万五千六百円」に、「三十万八千八百円」を「三十一万二千六百円」に改め、同部(七)の項中「二十七万四千八百円」を「二十九万三千七百円」に改め、同部(八)の項中「三万六千九百円」を「四万七千七百円」に、「四千三百円」を「四千二百円」に改め、同部(九)の項中「二十万三千二百円」を「二十二万四千二百円」に、「十五万九千五百円」を「十六万八千五百円」に、「八万六千四百円」を「八万四千五百円」に改め、同部(十)の項中「二十四万五千円」を「二十六万六千九百円」に、「十三万九千九百円」を「十五万二千円」に、「五万八千円」を「六万二千円」に、「百七十五万六千七百円」を「二百二十五万五千円」に、「二十九万七千八百円」を「二十九万七千五百円」に改め、同部(七)の項中「二百六十四万三百円」を「三百十三万三千三百円」に改める。

別表第三 一の項中「九百九十四円」を「千四百六十六円」に、「二百円」を「二百九十四円」に、「七百十円」を「八百十九円」に、「百四十三円」を「百四十九円」に、「百七十七円」を「二百四十四円」に、「三十五円」を「三十七円」に、「四百四十四円」を「五百十二円」に、「八十九円」を「九十三円」に、「八百八十八円」を「千二十四円」に、「百七十九円」を「百八十七円」に、**八十八円**を**百二円**に、**十七円**を**十八円**に、「三百五十五円」を「四百九円」に、「七十一円」を「七十四円」に、「五十九円」を「六十八円」に、**十一円**を**十二円**に、「二十九円」を「三十四円」に、**五円**を**六円**に改め、同表二の項中「七百四十四円」を「八千九百九十二円」に、「三百円」を「四百円」に、「七百円」を「八百円」に、「五千五百円」を「六千四百円」に、「二万一千円」を「二万二千八百円」に、「一万六千六百円」を「一万九千二百円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十九号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則（平成五年東京都規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

青山霊園 谷中霊園 多磨霊園 八柱霊園 小平霊園	一平方メートルにつき	二百七十五万八千円 百七十八万七千円 九十万円 十九万七千円 八十五万六千円
--------------------------------------	------------	--

を

青山霊園 谷中霊園 染井霊園 多磨霊園 八柱霊園 小平霊園	一平方メートルにつき	二百七十五万八千円 百七十八万七千円 百七十万一千円 九十万円 十九万七千円 八十五万六千円
--	------------	---

に、

青山霊園	第一区	九十五万三千円
	第二区	八十九万九千円
	第三区	八十一万八千円
	第四区	七十二万二千円
	第五区	五十四万円
	第一区	四十三万二千円

を

一箇所につき（三体系ま）

谷中霊園			
第二区			四十三万九千円
第三区			四十五万四千円
第四区			五十二万三千円
第五区			六十四万五千円

青山霊園				
第一区				九十五万三千円
第二区				八十九万九千円
第三区				八十一万八千円
第四区				七十二万二千円
第五区				五十四万円
第一区				四十三万二千円
第二区				四十三万九千円
第三区				四十五万四千円
第四区				五十二万三千円
第五区				六十四万五千円
第一区				六十六万円

附 則  
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十一年三月二十九日

●東京都規則第四十号

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則  
東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項中「又は入場券」を「、入場券又は定期入場券」に改め、同条第三項

東京都知事 小 池 百合子

に改める。

中「又は入場券（金額の）」を「、入場券又は定期入場券（いずれも金額の）」に改め、同条第四項中「及び入場券」を「、入場券及び定期入場券」に改める。  
別表第一 一の部中

千四百六十八円
五百五十八円
四百三十三円
四百二十円
三百三十九円
二百九十九円
五百四十三円

を

千七百一十一円
六百三十八円
五百三十五円
四百四十八円
三百七十七円
三百五十七円
五百八十六円

に

改め、同部東京都立辰巳の森海浜公園の項の次に次のように加える。

東京都立海の森公園	一平方メートル一月	二百七十三円
-----------	-----------	--------

別表第一 一の部中

七百七十円
七百四十五円
五百二十一円
四百七十二円
四百七十五円
五百十七円
千二十三円
五百六十二円

を

千百五十五円
八百八十五円
五百九十六円
五百十五円
五百三十円
五百九十二円
千百四十円
五百八十七円

に

千百十円
三百八十二円
三百八十二円
三百八十二円

千百二十一円
四百四十七円
四百三十六円



改める。

別表第一 二の項中

七万九千八百円
十六万三千百円
十六万三千百円
十一万四千三百円
七万一千円

五百二十円
三百十六円
四百五十五円
千二百八十四円
六百七十六円
千百三十七円
五百三十二円
千四百円
五百六十二円
四百五十九円
五百六十一円
六百六円
五百四十一円
三百十二円
三百五十六円
八百六十円
四百七十八円
千五百三十六円
八百二十九円

を

八万一千五百円
十六万六千五百円
十六万六千五百円
十一万六千八百円
七万二千五百円

五百四十三円
三百八十三円
五百二十円
千四百円
七百九十一円
千三百三十五円
五百九十円
千五百五円
五百八十七円
五百三十円
六百七十一円
七十一円
五百九十円
三百七十一円
四百十七円
九百十五円
五百二十六円
千六百六十四円
八百八十八円

に

改める。

別表第三 一の項中

東京都立東京  
港野鳥公園

一般

中学生及び六十

一人一回

三百円  
百五十円

上記の金額の  
八割の額

を

三百七万五千五百円
三百九十万七千百円
百八十九万三千三百円
七十一万七千円
三十三万五千六百円
三百四十六万六千二百円
二百二十三万三千百円
四万七千九百円
六万五千四百円
八十万七千六百円
百五十万七千三百円
五万三千五百円
五万三百円
三万八千三百円
六十八万八千五百円
六十五万一千五百円
七十二万四千四百円
二百五十万二千八百円
五十四万八千二百円
二百十六万九千六百円
七百五万四千九百円
六百二十九万四千四百円

を

三十九万三千六百円
四百五十二万八千円
二百一十一万四千百円
七十六万五千四百円
三十三万八千百円
三百九十四万七千三百円
二百五十三万九千二百円
四万五千九百円
六万二千円
七十七万三千九百円
百六十六万八千百円
五万九千五百円
五万六千円
三万七千五百円
八十万二千九百円
七十六万二千円
八十五万八千二百円
二百六十八万五千三百円
五十七万八千八百円
二百三十三万五千五百円
七百二十三万三百円
六百四十七万四千五百円

に

東京都立東京 港野鳥公園				五歳以上の者	
一般	中学生及び六十 五歳以上の者	一人一回	三百円	上記の金額の 八割の額	
定期入場券(一 般)	定期入場券(中 学生及び六十五 歳以上の者)	一人一年間	千二百円	六百円	

に改め

別表第五中「九百九十四円」を「千四百四十六円」に、「七百十円」を「八百十九円」に、「百七十七円」を「二百四円」に、「四百四十四円」を「五百十二円」に、

「八十八円」を「百二円」に、「八百八十八円」を「千二十四円」に、「三百五十

五円」を「四百九円」に、「七千四百円」を「八千九百九十二円」に、「三百円」を「四百円」に、「七百円」を「八百円」に、「五千五百円」を「六千四百円」に、「一万一千百円」を「一万二千八百円」に、「一万六千六百円」を「一万九千二百円」に、「二十九円」を「三十四円」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。ただし、別表第一 一の部東京都立辰巳の森海浜公園の項の次に次のように加える改正規定は同年六月一日から、別表第一の改正規定(一の部東京都立辰巳の森海浜公園の項の次に次のように加える改正規定を除く。)及び別表第五の改正規定は同年四月一日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第二号

東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中嶋 正宏

東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程の一部を改正する規程

東京都工業用水道条例施行規程を廃止する規程(平成三十年東京都水道局管理規程第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項に後段として次のように加える。

この場合において、平成三十一年十一月分以降の料金として算定する料金については、旧規程別記第十一号様式(裏中「8%」)とあるのは、「10%」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行 東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

